

「事業系」

ごみ減量とリ
サイクルが、

本

わかる



「循環型都市八王子」の実現に向けて

はじめに…

八王子市では、「循環型都市八王子」の実現に向け、令和6年（2024年）3月に循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）を改定しました。市民・事業者の皆様と市の協働のもと、事業系ごみについても、さらなる減量・資源化を推進しているところです。これまで古紙や生ごみの資源化、廃棄物の適正処理に重点を置き、協力をお願いしてきましたが、今後も継続して取り組んでいきます。

また、すでに様々な分野で、ごみ減量や適正処理に関する先進的な取組を進めている事業者もいらっしゃいます。市としては、事業者の皆様が自ら積極的に行動できる環境を整えるとともに、訪問相談等により、こうした取組の推進に向けてサポートしていきたいと考えています。

そのため、事業系ごみに関する情報をお伝えすることを目的に、本書を作成したので、ぜひご活用いただき、「循環型都市八王子」の実現にご協力をお願いいたします。

目次

ページ	内 容
1	事業者の責務 事業系ごみの現状
2 ~ 3	事業系ごみとは
4 ~ 5	事業系ごみ・資源物の処理方法
6 ~ 7	事業系一般廃棄物の処理方法
8 ~ 9	産業廃棄物の処理方法
10 ~ 11	ごみ減量・リサイクルに向けて
12 ~ 13	具体的なごみ減量・資源化方法
14 ~ 15	業種別取組事例
16 ~ 17	市の取組
18 ~ 19	大規模事業者の義務
20 ~ 21	主な関連法令・罰則規定
裏表紙	問い合わせ先

事業者の責務

【廃棄物の適正処理】

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

【廃棄物の減量】

事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を積極的に行うことによりその減量に努めなければならない。

【施策への協力】

廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条より一部抜粋
(以下「廃棄物処理法」という)

事業系ごみの現状

八王子市で処理する可燃ごみの約2割を事業系ごみが占めています。市では、平成18年度(2006年度)から事業系ごみの減量対策を強化しており、平成17年度(2005年度)と令和5年度(2023年度)を比較すると5割以上の減量となりました。しかし、ごみ処理基本計画で定めた目標値を達成するには、さらなる取組が必要です(図1参照)。ごみの内容を調査したところ、資源化可能な紙類と生ごみが多く含まれることから(図2参照)、これらを中心に減量・資源化を推進していくことが重要だと考えています。

図1：事業系可燃ごみの推移

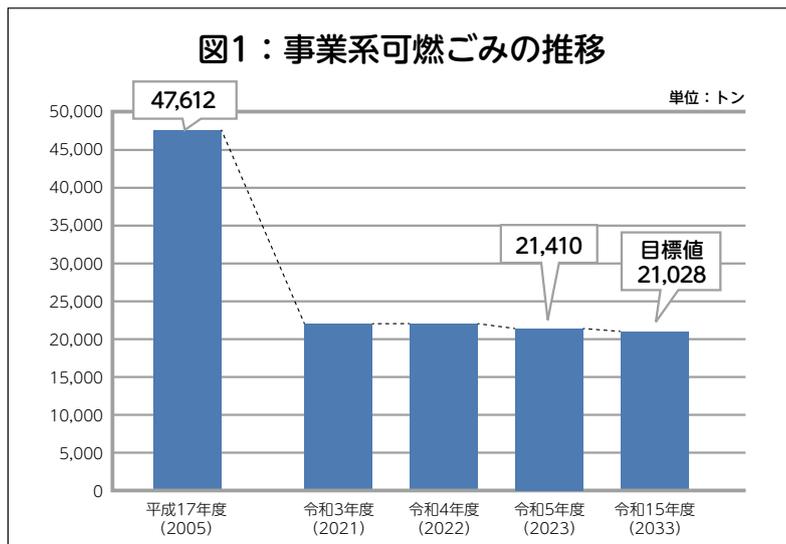
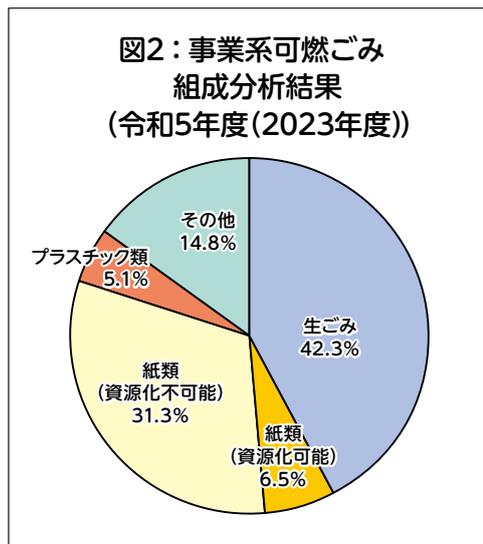


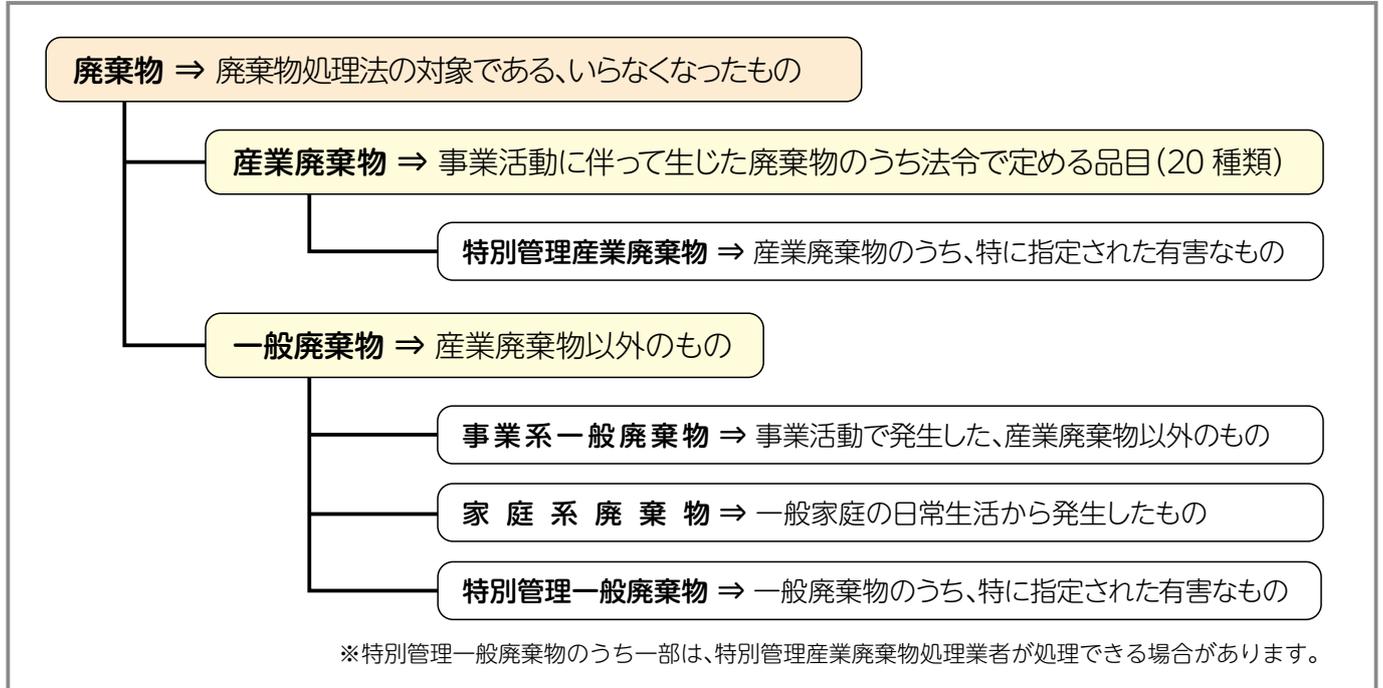
図2：事業系可燃ごみ
組成分析結果
(令和5年度(2023年度))



事業系ごみとは

事業系ごみとは、事業活動に伴って生じるすべての廃棄物のことをいいます。
 廃棄物処理法により、廃棄物は図1のように分類されます。

図 1



産業廃棄物分類表 <産業廃棄物の種類と具体例>

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	(2) 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、(活性汚泥法による処理後の汚泥、ビルビット汚泥(し尿を含むものを除く。)、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など)
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など全ての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)等固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、耐火レンガくず、石膏ボード、「がれき類」以外のコンクリートくずなど
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたもの(ダスト類)
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築(増築を含む。))又は除去に伴って生じたもの)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くずに限る。
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの、及び貨物の流通のために使用したパレットから生ずる木くず、おがくず、パーク類に限る。(※木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません。)
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ。)、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずに限る。
	(16) 動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど
	(17) 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるもの
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固化物)		

事業者求められるもの

近年、社会や環境の変化に伴い、事業者求められる社会的責任は大きく変容しています。「SDGs」とともに、サーキュラーエコノミー（循環経済）の取組により環境に配慮した経営を行うことも時代のニーズとなっています。

また、ごみ減量やリサイクルを推進することは、環境負荷の低減につながるだけでなく、企業のイメージアップや職場の活性化、業務の効率化などの効果も期待できます。

事業所全体で協力して、**環境と経済の好循環**となる、持続可能な社会を構築しましょう。

SDGsとは…?

「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略称。

社会が抱える問題を解決し、世界全体で明るい未来を作るため、令和12年(2030年)までの達成を目指して17のゴールと169のターゲットで構成されています。ごみの減量や適正処理もSDGsを達成するための取組の一つです。



排出者責任について

廃棄物処理法第3条に「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなくてはならない」と定められています。

これに違反した場合は最高3億円の罰金を科せられる場合があります。

⇒各種法令・罰則については20～21ページへ



排出事業者に管理責任があります

事業系ごみ・資源物の処理方法

事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種により「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。八王子市の清掃工場へ搬入できるのは、「事業系一般廃棄物」のみです。

プラスチックなどの「産業廃棄物」は搬入できません。

下記に示した代表的な品目のほとんどが分別すれば資源化できます。地球環境を守り、資源の枯渇を防ぐためにも分別をしてできる限りの資源化にご協力を！



品目別処理フローチャート

※事業系一般廃棄物に区分されている品目でも、製造業など特定の業種から排出される場合は産業廃棄物となります（2ページ参照）
※家庭ごみとは区分が異なります。

	主な品目	代表的なごみ
事業系一般廃棄物	紙類	ダンボール、書類、新聞、シュレッダー、封筒・はがき、名刺、菓子箱、など
	生ごみ	調理残さ、食べ残し、売れ残り、など
	木くず古布	剪定枝、木製品、洋服、布、など
産業廃棄物	プラスチック類	弁当容器、ビニール袋、プラスチック製品、ラップ類やトレー、発泡スチロール、など
	びん・缶 ペットボトル	びん、缶、ペットボトル、など
	金属類	刃物、アルミホイル、スプレー缶、はさみやクリップ、など
	ガラス 陶磁器類	コップ、植木鉢、茶碗、など
	廃油	食用油、エンジンオイル、など
	電池	電池、充電式電池、など
	その他	ロッカー、机・椅子、蛍光灯、など

市の処理施設へ搬入

資源化施設へ搬入

産業廃棄物は市の処理施設への搬入はできません

資源物

《リサイクルされたものは、このような物に生まれ変わります。》

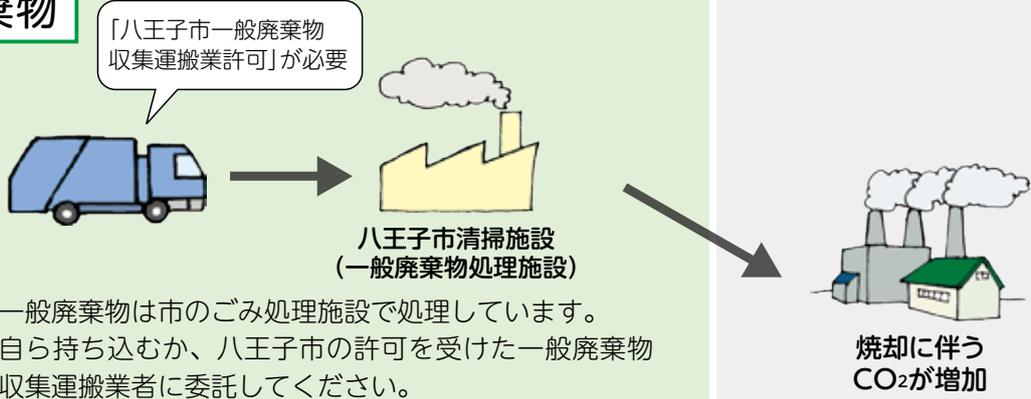


※資源物は、種別別に洗浄・分別するほど、質の良い再生品に生まれ変わります。

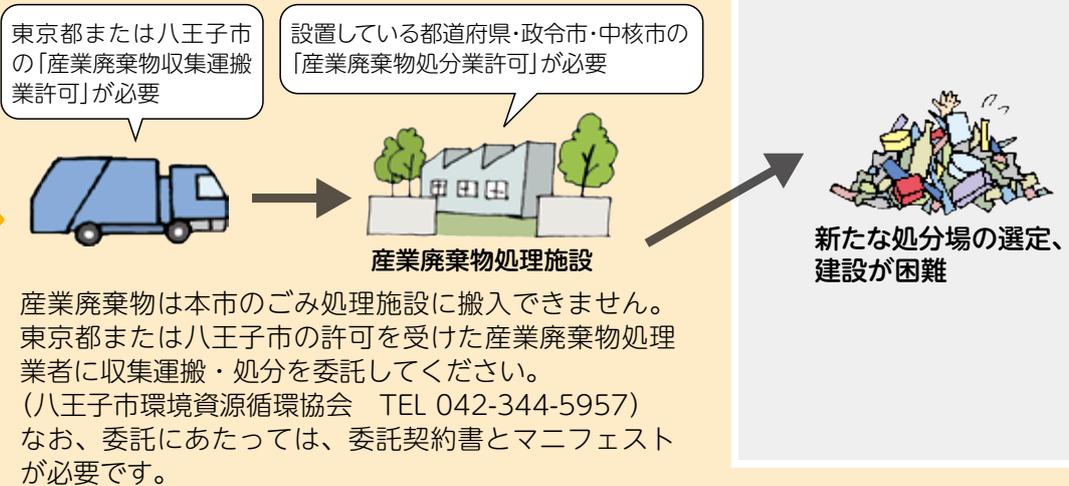


事業系ごみ・資源物の処理方法

事業系一般廃棄物



産業廃棄物



業務用のテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機の処理については、産業廃棄物処理業者にお問い合わせください。ただし、業務用以外は、家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられていますので、メーカーや販売店等にお問い合わせください。

小型充電式電池は「一般社団法人JBRC」に登録すれば、20kgを単位として無償回収しています。
(<https://www.jbrc.com>)

事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は次のいずれかの方法で処理して下さい。

- ①処理施設に直接持ち込む
- ②収集業者に委託する

※業として廃棄物を収集運搬・処分するには、それぞれの業（収集運搬・処分）ごとに八王子市の許可が必要です。

1. 処理施設に直接持ち込む場合

一般廃棄物は、市の清掃工場（下表）および八王子市一般廃棄物処分業許可施設に持ち込むことができます。※持ち込みにあたり事前登録が必要となります。詳しくは下表の戸吹クリーンセンターにお問い合わせください。

施設名	住所・連絡先	受付時間	持ち込み可能日
戸吹クリーンセンター (戸吹清掃工場)	八王子市戸吹町1916 TEL 042-692-5389	午前8時30分から午後4時30分	月曜日から金曜日 (祝日を含む、年末年始は除く)
館クリーンセンター	八王子市館町2700 TEL 042-673-5632	午前8時30分から午後4時30分	月曜日から金曜日 (祝日を含む、年末年始は除く)
多摩清掃工場 ※多摩ニュータウン地域の 事業者のみ持ち込み可能	多摩市唐木田2-1-1 TEL 042-374-6331	午前8時30分から午前11時30分 午後1時から午後4時30分	月曜日から金曜日 (祝日、年末年始は除く)

◇手数料は、10kgにつき350円(～10kgまで350円。以降10kgごとに350円加算されます。)

2. 収集業者に委託する場合

廃棄物の処理は収集業者に委託することもできます。以下の点をふまえ、複数の業者にお問い合わせいただくことをお勧めします。

収集業者の選び方

- ①収集するごみの許可を持っているか

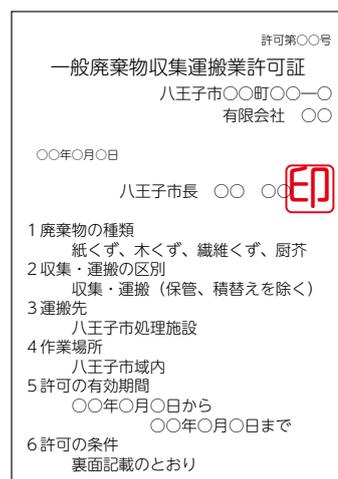
許可証を見せてもらい、収集して欲しい品目の許可を有しているかなどの確認を行いましょう。なお、一般廃棄物は八王子市の許可を有した業者と契約する必要があります。

- ②希望するサービスが受けられるか

回収頻度、回収日、回収時間、排出場所等は、契約金額と深く関連しますので、必ず確認しましょう。

- ③より効率的な契約方法はないか

資源化を進めることにより、処理費用を下げられる場合もあります(10ページ参照)。また、複数の事業所がそれぞれ同一の収集業者と契約を結ぶことにより、効率的にごみを処理できる場合もあります。

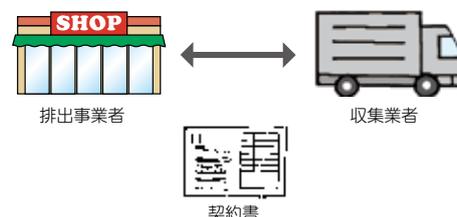


▲八王子市一般廃棄物収集運搬業許可証

契約書

収集業者に委託する場合には、「処理品目」「数量」「処分先」「緊急時の対応」等を明確にするため、契約書を作成しましょう。

※一般廃棄物を市の清掃工場に持ち込む場合、処分の契約を結ぶ必要はありません。



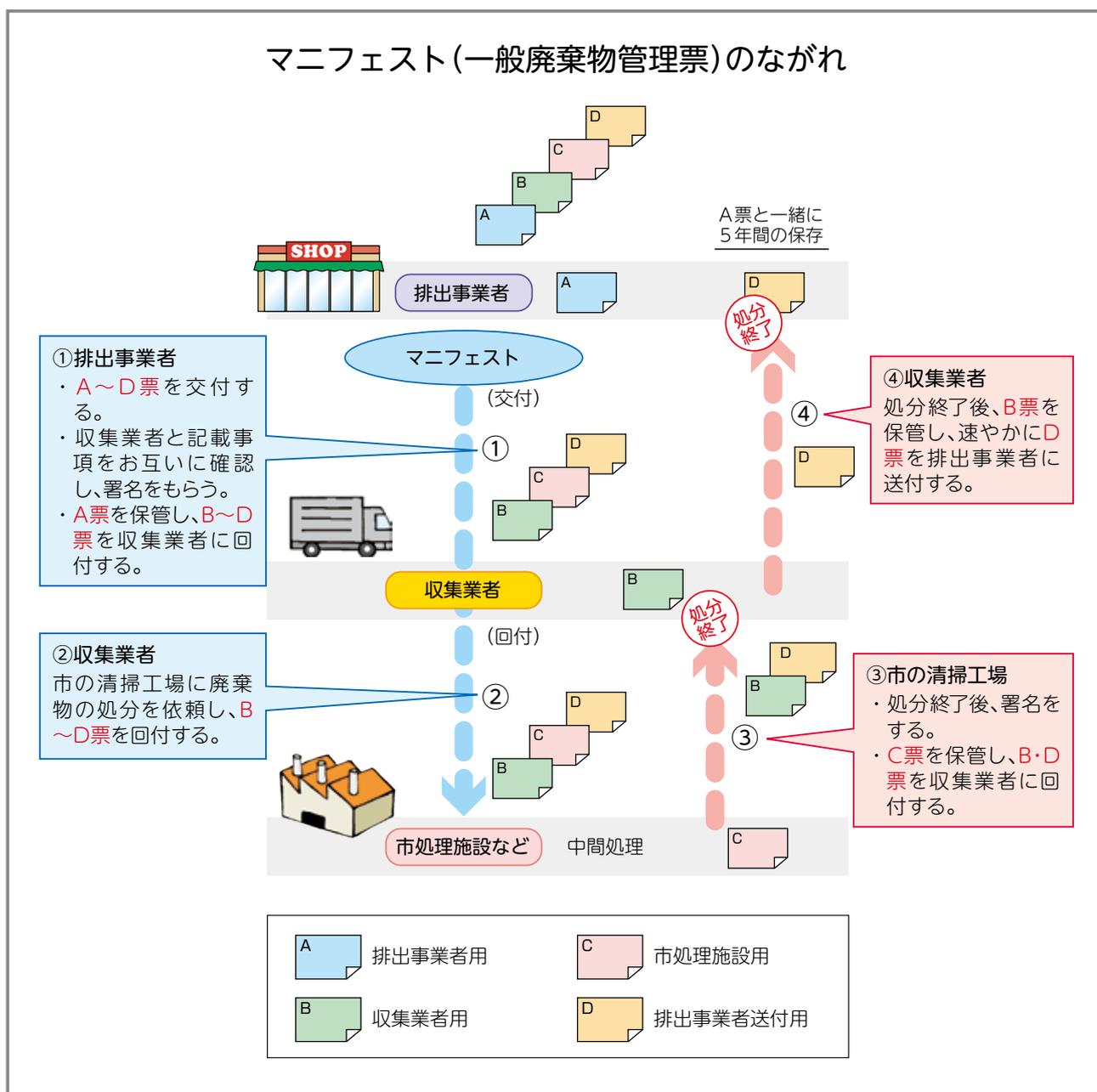
マニフェスト（一般廃棄物管理票）

八王子市では条例により、**一般廃棄物を1日あたり100kg以上**排出する事業者は、マニフェスト（一般廃棄物管理票）を交付し、**5年間保存することが義務付けられています。**

八王子市 一般廃棄物管理票(A票) (マニフェスト)		事業系一般廃棄物種類・量	
年月日時 発行番号		全体量	
住所 事業者名	Tel	厨芥	kg
排出場所住所		紙くず	kg
伝票 作成者	所属氏名	木くず	kg
Tel		繊維くず	kg
		()	kg
		()	kg
収集・運搬業者	業者番号		kg
住所 事業者名	Tel		
運転者名			
車両番号			

◀八王子市一般廃棄物管理票
1冊(50セット)500円で戸吹クリーンセンター、館クリーンセンター、南大沢清掃事業所(所在地は17ページ参照)及び、廃棄物対策課(市役所2階)にて取り扱っています。

マニフェスト(一般廃棄物管理票)のながれ



※排出事業者はマニフェスト（一般廃棄物管理票）を交付してから**30日以内**にD票が送付されない場合や不適正に処理をされた恐れのある場合は、受託者に対し必要な措置を講じるとともに速やかに市長に報告しなければなりません。

産業廃棄物の処理方法

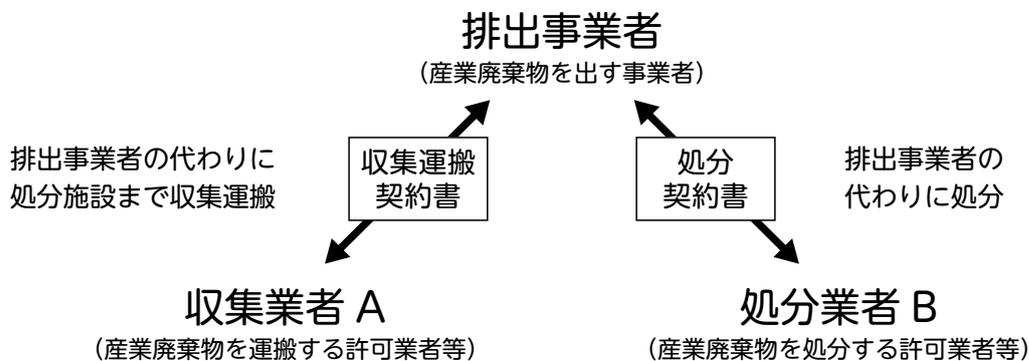
廃棄物処理法には、“事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない”という基本的原則があります。

また、産業廃棄物は量の多少にかかわらず、排出事業者である皆さんが責任を持って保管・運搬・処分をしなければならず、処理にあたっては政令で定める基準に従わなければなりません。

この基準を守れば、許可業者に処理を委託することができます。

〈契約方法〉

処理契約は口頭ではなく、必ず書面で行わなければなりません。



※産業廃棄物の処理を委託する場合、「収集業者」及び「処分業者」の2社と契約を行う必要があります。

セルフチェックシート

産業廃棄物を収集運搬業者へ引き渡すまで保管する

- 周囲に囲いが設けられているか。
- 見やすい場所に掲示板(縦横各60cm以上)が設置されているか。
- 飛散、流出、悪臭、害虫、地下浸透等の対策はされているか。
- (屋外で容器を用いない保管の場合)最大保管高さは基準内か。
- (特別管理産業廃棄物等を保管する場合)他の物が混入しないよう仕切り等の対策はされているか。

産業廃棄物の処理を委託する

- 委託先は適切な許可を持った処理業者か。
- 口頭契約ではなく書面契約になっているか。
- 収集運搬業者だけでなく処分業者とも契約しているか。
- 契約書に必要事項(料金、運搬先、荷姿等)が記載されているか。
- 契約書に処理業者の許可証の写しが添付されているか。
- マニフェスト(産業廃棄物管理票)に必要事項(運搬者氏名、年月日、収集量等)が記載されているか。
- マニフェスト(産業廃棄物管理票)を適正に交付・保存しているか。

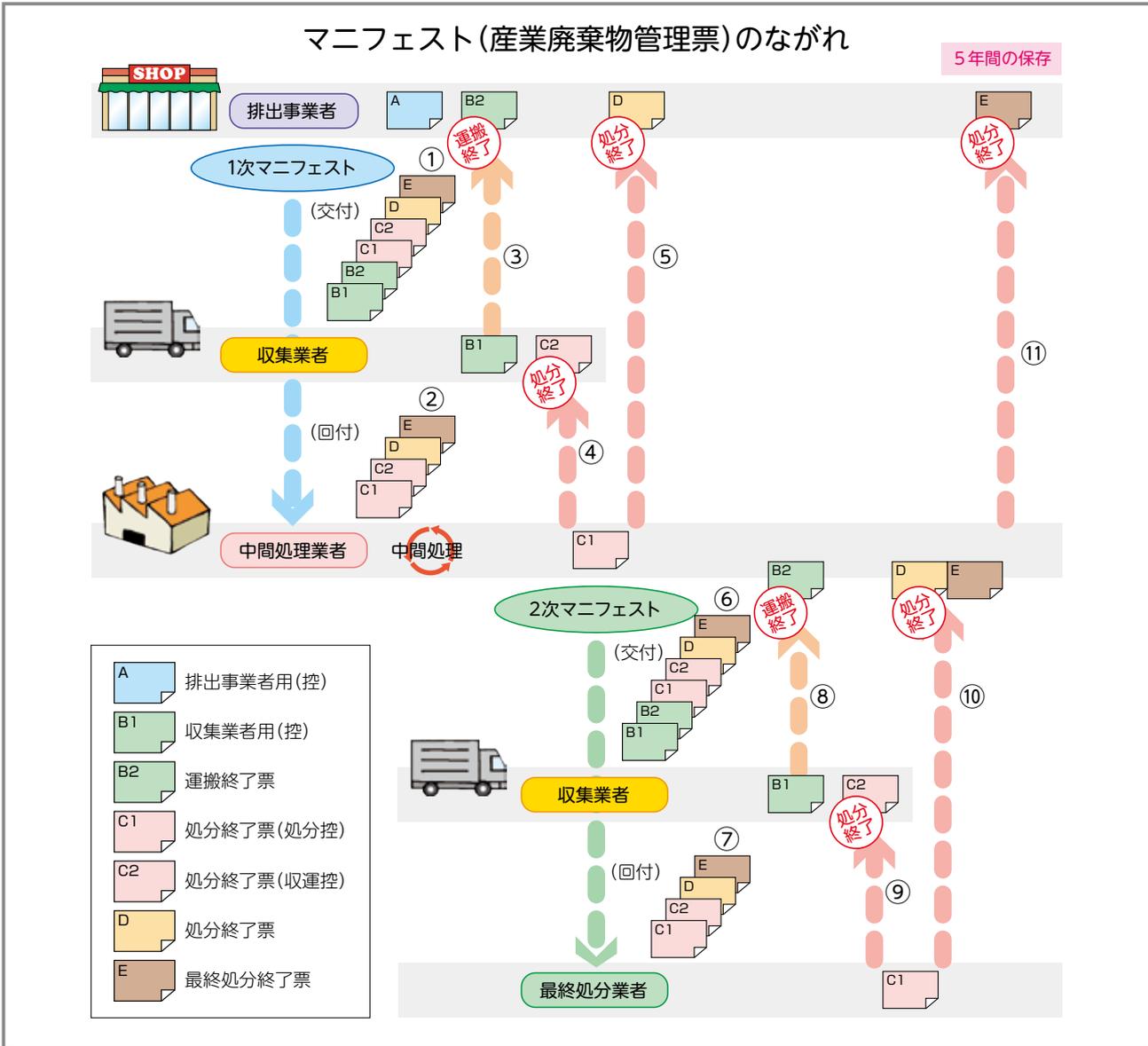
詳しくは「産業廃棄物適正処理ガイドブック」をご確認ください。



▲産業廃棄物適正処理ハンドブック

マニフェスト（産業廃棄物管理票）

マニフェスト(産業廃棄物管理票)は、産業廃棄物の種類ごと・行き先ごとに交付し、5年間保存することが義務付けられています。



●マニフェストの確認義務

産業廃棄物の運搬または処分を終了した日から10日以内に、委託業者から排出事業者にもニフェストの写しが送付されます。

排出事業者は委託業者からB2票・D票・E票が送付されてきたら、A票と照合し委託契約書どおり処理が行われたかを確認します。

排出事業者は、マニフェストを交付してから**90日以内**にB2票・D票が、**180日以内**にE票が送付されない場合は、委託した廃棄物の状況を把握し、適切な措置を講じるとともに八王子市長に報告する義務があります。

電子マニフェスト…(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWNET)が運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などから電子化したマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。

処理の終了報告が電子メールなどで排出事業者へ通知され、データ管理は情報処理センターで行われることから、マニフェストの保存は必要ありません。

電子マニフェストを利用するためには、排出事業者、収集業者、処分業者の3社が事前に入的手続きを行う必要があります。

産業廃棄物の処理等についてのご相談は

資源循環部廃棄物対策課
TEL 042-620-7458

ごみ減量・リサイクルに向けて

事業所から排出されるごみを減らすためには、従業員一人ひとりの意識を高め、事業所全体で取り組むことが重要です。

「廃棄物の減量は難しい」と思われがちですが、すでに取り組を始めている事業者は、ちょっとした工夫や簡単な取組で大きな成果を上げています。以下の手順を参考にごみ減量に取り組み、環境にやさしい事業活動を始めましょう！

〈実践手順〉

ステップ1 現状把握

- ☞ごみ減量のチームリーダー(廃棄物管理責任者等)を選任する。
- ☞ごみの種類・排出量・分別状況・処理費用を確認する。
- ☞従業員・テナント責任者などに向け、現状(排出量・処理費用)を報告する。



ステップ2 計画

- ☞ごみ減量・リサイクルに向け、品目ごとに目標値を設定する。
- ☞ごみ減量・リサイクルについて、収集業者等に相談し、取り組む優先順位をつける。



ステップ3 実践

- ☞ごみ減量・リサイクルに取り組む(必要に応じて契約を見直す)。
- ☞ごみ・資源物分別表を作成し、回収容器の設置を行う。
- ☞従業員等に向け、具体的な分別方法の指導・啓発(研修会の実施等)を行う。

ステップ4 見直し

- ☞ごみの種類・排出量・処理費用の変化を確認する。
- ☞ごみ減量・リサイクルによる効果、取組状況を確認する。
- ☞問題点を抽出し、改善策を検討する。

※見直し完了後は、
ステップ2へ戻る
(計画の再設定)

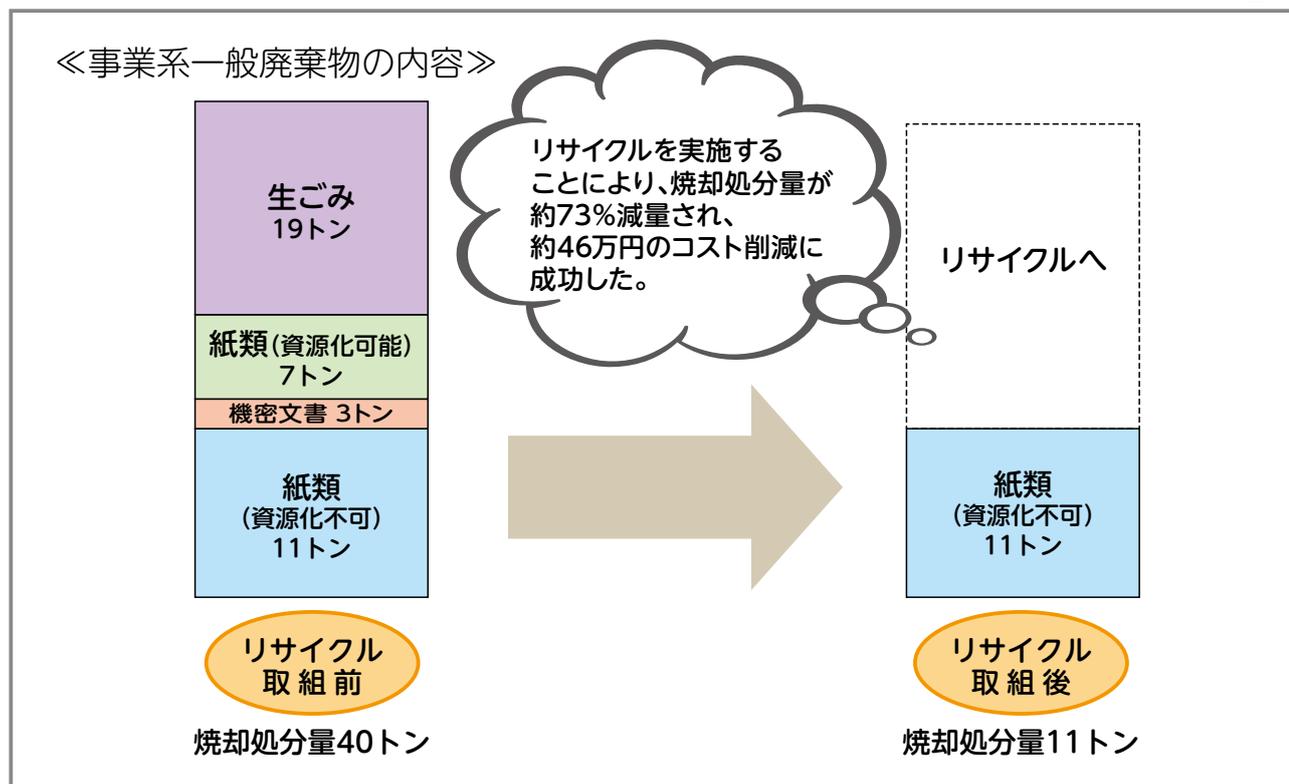
★これらの手順を繰り返し行うことが大切です。

ごみ減量・リサイクルの事例 ～市内病院の例～

この病院では1年間に約40トンの事業系一般廃棄物を排出していました。その内容を調査してみると、リサイクルできるものを“ごみ”として処理していたことがわかりました(図1)。

この結果を受け、担当者が分別方法や契約状況を見直した結果、ごみ減量と廃棄物処理コストの大幅な削減に成功しました。

図1



紙類

リサイクルできる紙類の分別を徹底することで、焼却処分量を約7トン減量することに成功しました。

紙類は取組を始めやすく、効果も出やすいのでオススメです。

機密文書

個人情報などの記載された機密文書も専門業者に依頼することで、安全にリサイクルすることができます。

また、処理費用が40%削減されるなど、コスト削減にもつながりました。

生ごみ

院内で提供する食事の調理残さなどの生ごみもリサイクルを実施し、焼却処分量を約19トン減量することに成功しました。

リサイクルされた生ごみは、養鶏・養豚農家で飼料として再利用されています。



リサイクルできるものはないか、まずは自社のごみを確認してみましょう!



具体的なごみ減量・資源化方法

ごみ箱になにげなく捨てているものには「宝物」が埋もれています。中でも多く含まれているもの…それは「紙類」です。名刺大の小さな紙や封筒、オフィスペーパー、菓子箱、シュレッダー紙等も分別すれば「資源」になります。

紙類

紙類の減量を進めるためにはまず「発生を抑制すること」がもっとも効果的です。

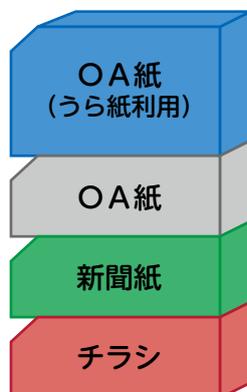
また、発生してしまった紙類についても、分別を工夫・徹底することでリサイクルすることができます。

①紙類の発生抑制

両面印刷の推進、ミスコピーをうら紙として活用、文書の電子化によるペーパーレス化など。

②紙類のリサイクル

ごみ箱ではなくリサイクルボックスを活用する（右図参照）。



▲紙類リサイクルボックス(例)

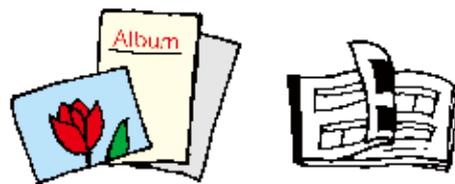
紙を分別する際に「禁忌品」は混ぜないで！

禁忌品とは・・・？

「製紙原料にならない異物」のことです。再生工程の妨げになるので取り除きましょう。

たとえば、こんな物

- ・粘着物の付着した紙(圧着はがき、紙管等)
- ・防水加工された紙(紙コップ)
- ・感熱紙、感圧紙(複写式の伝票、レシート等)
- ・臭いの付いたもの(洗剤容器、線香の紙箱等)
- ・その他(プラスチックやアルミ箔などの複合素材、油の付いた紙、汚れのついた紙等)



機密文書

これまで焼却処分されることの多かった「機密文書」（個人情報や顧客情報などが記載された書類等）についても分別し、専門業者に依頼することでその機密性を保持したままリサイクルすることができます。

〈機密文書リサイクルの手法（例）〉

※機密文書リサイクルには、この他にもいくつかの方式があります。実施に当たっては事前に専門業者に相談することをお勧めします。

出張シュレッダー（移動式裁断方式）

処理業者が大型シュレッダーを搭載したトラックでオフィスへ出向き、機密文書を目の前で裁断する。

○目の前で裁断するため、情報漏えいリスクが低い。

△大量処理には向かない。

クリップなどの異物をしっかりと選別する必要がある。

溶解処理方式

製紙工場のパルパーの中へ機密文書を投入して溶解する。

○箱詰めのまま処理可能。

粗選別で対応可能な場合がある。（要相談）

△施設まで輸送する際の情報漏えいリスク対策が必要。



▲パルパー

食品ロスの削減・リサイクル

食品ロスの削減

「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられる食品のことです。日本では、一人当たり年間約38kg(令和4年度(2022年度))もの食品ロスが発生しています。

食品ロスの削減に向けては、まず廃棄量の定期的な把握を行い、仕入れや販売方法を工夫することで無駄をなくすことが大切です。

その他にも作った食品を廃棄しないために事業者ができる取組を紹介します。

取組①

フードバンク団体等への提供

本来なら廃棄されてしまう食品を集めて必要としている個人や団体(子ども食堂等)へ届ける活動をしているフードバンク団体があります。

食品を必要としている団体へ寄付することで、食品ロスを減らすことができます。



◀八王子市内で活動する
フードバンク団体はこちら



取組②

売れ残りそうな食品は
フードシェアリングサービスで販売!

タベスケHachioji



「タベスケHachioji」では、食品ロス削減を目的として、賞味期限・消費期限が近付いた食品や売れ残りそうな食品を抱える市内事業者と消費者をマッチングするサービスです。

事業者はタベスケに登録して、食品ロスになりそうな商品をタベスケに割引価格で出品することで、消費者とのマッチングを図ることができます。



◀無料>
ユーザー募集中
(お店・消費者)

詳細は上記二次元コード
または市HPで「タベスケ」で検索

リサイクル

食品ロスが発生し、やむを得ず廃棄しなければならない食品が出てしまった場合、それらを捨てずにリサイクルする方法もあります。

食品リサイクルに取り組むことで“環境負荷の少ない循環型社会の構築”を目指しましょう。

取組③

施設でのリサイクル

事業者から出た生ごみを資源化施設で処理をすることで、飼料化やたい肥化等でリサイクルすることができます。

八王子市内及び周辺地域には、生ごみの資源化施設が立地しています。詳細は右下の二次元コードからご確認ください。



◀たい肥化のようす

生ごみ処理機でのリサイクル

施設でのリサイクル以外にも生ごみ処理機を事業所内に置いて、自社で処理する方法もあります。

生ごみ処理機は種類豊富で、事業所の実情に合わせて生ごみを処理することができます。

市でも処理機を紹介していますので、詳細は下記二次元コードからご確認ください。

このほかにも事業所における実際の取組事例は、次ページにもあるよ!



◀具体的なリサイクル施設
生ごみ処理機の紹介はこちら



業種別取組事例

八王子市内には約17,666の事業所があり、それぞれがごみの減量やリサイクルの取組を行っています。

ここでは、業種別の取組内容や、特徴的な取組を行っている事業所を紹介します。

製造業

ISO14001などの環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者が多く、発生段階からのごみ減量・リサイクルの取組が進んでいます。

● 社内の見える化でごみ減量 ～管理システムの導入～ 坂西精機株式会社

発生するごみを計量・データ化することにより、各職場のごみ量や処理費用などをすべての社員が確認でき、ごみ減量のインセンティブになっています。また、毎朝、従業員が職場の清掃を行い、社内に常にきれいな状態に保たれていることが、ごみ減量の意識向上にもつながっています。

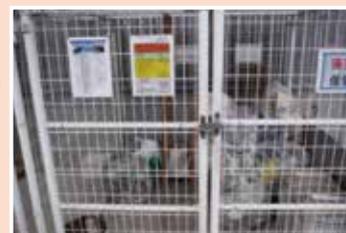
▶ 職場ごとに分別ボックスを設置



▶ ダンボールを緩衝材としてリサイクル



▶ 廃棄物保管場所にも分別表を掲示



学校

学校運営側と児童・生徒の連携により、自主的にごみ減量、リサイクルに取り組んでいる学校もあります。

● 徹底した分別活動 ～ごみにしない意識をめざして～ 穎明館中学高等学校

学校生活から出る廃棄物を、いかにごみにしないかを考え、食品リサイクル、機密文書リサイクルはもとより、机など、分解できるものを分別して、金属、木材としてリサイクルしています。また、生徒が組織する保健委員会では、使い捨てコンタクトレンズケースの回収ボックスを設置しリサイクルしています。

▶ 雑誌ダンボールシユレッター紙の徹底分別



▶ 食品残さは、食品リサイクルへ



▶ 使い捨てコンタクトレンズケースの回収ボックス



複合施設

複数ある店舗から排出されるごみ・資源物を一括管理することで、減量・リサイクルを推進できます。

● 一括管理の徹底 ～各店舗の意識向上～ イーアス高尾

大規模複合施設では、難しいとされる各店舗（約120店舗）のごみ・資源物の分別をしっかりと管理し徹底しています。分別品目は、20種類におよび店舗ごとに計量し各品目の保管場所へ排出することで、各店舗の分別意識も高まり、ごみ減量とリサイクルを実現しています。

▶ 店舗ごとに計量することで、分別意識が高まる



▶ 生ごみも、しっかりと分別し食品リサイクルへ



▶ ごみ・資源物を計量後、店舗名のシールを貼り保管場所へ



小売業

スーパーマーケットを中心として、食品リサイクルなど多岐にわたってのリサイクルが進んでいます。

● 自社リサイクルセンターの活用 ～回収した資源物を選別・圧縮・梱包～ ベルク グリーンうおーく店

店舗から排出された資源物は、回収から梱包までの工程を市外にある自社施設で行い、再商品化事業者へ引き渡しています。リサイクルをするうえで一番手間のかかる工程を自社で担うという企業努力を行っています。

▶ 発砲トレイ・ペットボトルをはじめ、ビン・缶・古紙・電池など、店頭回収品目が豊富



▶ 店舗から排出される食品残さや生ごみ処理機でリサイクル



▶ 「ほら売りコーナー」では、容器をできるだけだけごみにしないよう、紙袋を設置



病院

徹底した管理のもとで廃棄物が保管されています。特に感染性廃棄物については、法律により密閉した容器に梱包することが義務付けられ、識別を容易にするために「バイオハザードマーク」による表示がされています。

● 着実な取組を推進 ～現場の意見を取り入れる～ 八王子消化器病院

各部署からそれぞれ代表者を選出し、病院全体の環境意識向上を目的とした「環境対策委員会」を設置することで、「現場」の意見を踏まえた取組を行っています。廃棄物においては、分別の徹底、紙類や生ごみの減量・リサイクルを着実に進めており、処理費用のコストダウンにもつなげています。

▶ 廃棄物保管場所では雑誌入れとしてダンボールを代用



▶ 「機密文書」を専門業者へ引き渡し、溶解処理後リサイクルへ



▶ 調理室から排出される生ごみの不適物混入チェック



宿泊業

使い捨てのアメニティグッズの廃棄が多く、その減量が求められています。

● エコチャレンジホテル ～必要なものを必要なだけ～ R&Bホテル八王子

チェーン全体で、省資源・省エネルギー、ごみ減量・リサイクルに取り組んでいます。ごみについては、10品目に分別し、計量してから保管しています。歯ブラシやカミソリ等は客室に設置せず、必要な方だけに渡し、使い捨て品の廃棄量の減量に取り組んでいます。歯ブラシやカミソリの持参率を高めるため、持参した方にはスタンプカード制で特典をつけています。

▶ ごみ・資源物は品目ごとに分別・計量のうえ保管



▶ 客室のアメニティーは必要な量だけ取り出す。ディスプレイタイプ



▶ トイレトペーパーは省資源のため、使い切りをお願いしている



飲食業

国籍問わず多様な従業員が増えてきている中で、誰でも理解できる適正なごみの分別を促すことが求められています。

● 徹底した従業員教育 ～ごみ分別の見える化を実現～ くら寿司

南関東エリアの店舗全体で色付きのごみ分別BOXを統一して導入し、外国人スタッフでも容易に分別ができる取組を行っています。一目で分かる工夫をすることで、従業員のごみの分別意識も高まり、ごみの適正処理を実現しています。

▶ 分別ごとに「ごみ箱の色」を変えることで自然に分別が可能に



▶ 「ごみ箱に多言語による分別品目を掲示



▶ 資源物保管庫は品目ごとに掲示物を貼付



市の取組

1. 搬入ごみ検査の実施

市の清掃工場に搬入される事業系ごみについて、抜き打ちで搬入物検査機によるきめ細かい検査を実施しています。産業廃棄物(プラスチック類も含む)や、他市町村のごみは搬入できません。また、紙類も分別しリサイクルするよう指導しています。



▲検査機による搬入ごみ検査のようす



▲不燃物(プラスチック類)の混入も見受けられます

搬入禁止物が発見された場合は受入れを拒否しています。また、悪質な場合はごみを排出した事業者を訪問し、分別等の指導を行っています。

2. 訪問指導の実施

清掃指導員(市の職員)が企業や店舗等の事業者を訪問しています。

訪問時には、ごみの分別や処理方法、リサイクルの実施状況について確認しています。また、ごみ減量の取組に関する質問を受けたり、必要に応じて分別指導を行っています。

事業系ごみの減量・資源化の相談は市役所へ!

八王子市では事業系ごみの減量・リサイクルに取り組む事業者からの相談を受け付けております。お気軽にお問い合わせください。
ごみ減量対策課 TEL 042-620-7256



▲訪問指導のようす

3. 情報発信

事業者向けに廃棄物に関する情報を発信しています。また、平成20年度(2008年度)から、食品リサイクルや紙のリサイクルなどをテーマとした講習会を実施しています。さらに、YouTubeなどでの動画配信や出張講座をしています。今後も引き続き、皆さまからの要望に応じた情報の発信を行っていきます。

動画配信についてはこちら▶



▲実施した事業者向け講習会動画

4. 紙資源持ち込み場所の設置

事業者が排出する紙類は自己処理が原則ですが、資源化することが難しい事業者を対象に、資源化可能な紙類を無料で持ち込める**紙資源持ち込み場所**（ストックヤード・ストックスペース）を市の施設に設置しています。

●持ち込み可能品目

①ダンボール ②書類(雑誌・雑紙含む) ③シュレッダー紙 ④新聞 ⑤紙パック

ストックヤード

※事前登録は**不要**です(直接お持ち込みください)。

戸吹クリーンセンター



戸吹町1916
TEL 042-692-5389

館クリーンセンター



館町2700
TEL 042-673-5632

南大沢清掃事業所



南大沢3丁目20
TEL 042-674-0551

<持ち込み時間>月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分まで(祝日含む・年末年始を除く)

<受け入れ量>1回につき軽トラック1台程度

ストックスペース

※事前登録が**必要**です。



▲元八王子事務所ストックスペース

- ・浅川事務所 高尾町1652-1
- ・館事務所 館町156
- ・旧由木支所跡地 下柚木498
- ・加住事務所 加住町1丁目170-2
- ・元八王子事務所 大楽寺町419-1
- ・旧北野清掃工場 北野町596-8
- ・由井事務所 片倉町119-4
- ・石川市民センター 石川町438
※令和7年(2025年)4月から
開設予定

<持ち込み時間>月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで(祝日・年末年始を除く)

※旧由木支所跡地は第2月曜日・第4月曜日(祝日の時は翌日)を除く

<受け入れ量>1回につき軽トラック半台程度

※事前登録が**必要**です。

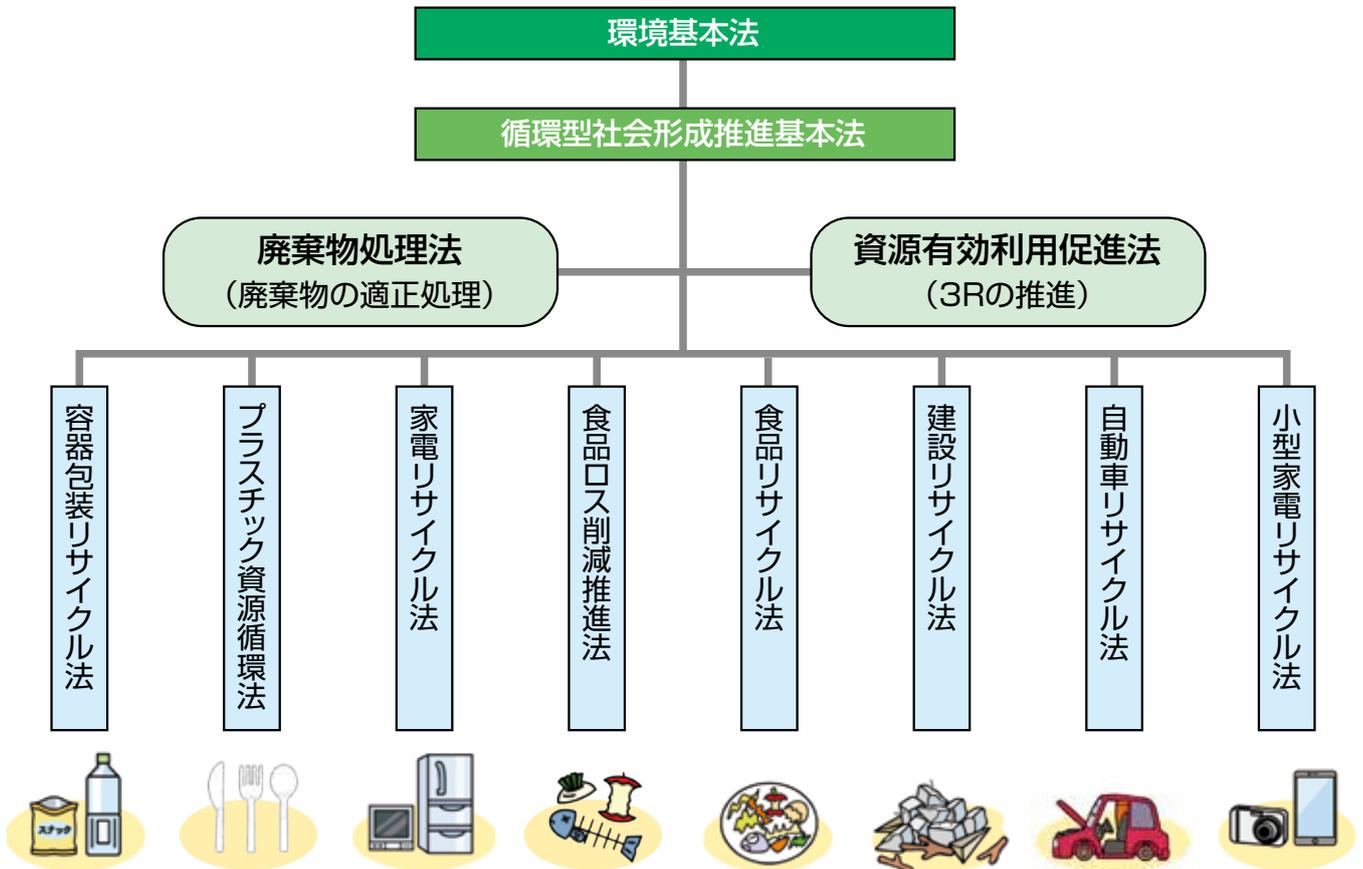
八王子市ホームページより申込書をダウンロードできます。詳しくはごみ減量対策課(TEL 042-620-7256)にお問い合わせください。

詳細や申込書についてはこちら▶



主な関連法令・罰則規定

循環型社会に関連する国内の法体系は以下のとおりです。



八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

廃棄物処理法を中心として、さまざまな罰則が規定されています。以下のとおり排出事業者に関わる代表的な罰則規定を紹介します。

○ 不法投棄 (廃棄物処理法第16条、第25条第14号、第32条)

生活環境を保全する観点から、全ての廃棄物の投棄が対象となっています。これに反した場合、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金**、またはこれの併科が科せられます。

また、**法人には、3億円以下の罰金**が科せられます。



○ 野外焼却の禁止 (廃棄物処理法第16条の2、第25条第15号)

野外等での不法な廃棄物の焼却を防止するための規定があります。公益上・社会慣習上やむを得ず、周辺地域への生活環境に影響が軽微なもの等を除き、野焼きは全面的に禁止されています。これに反した場合、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金**が科せられます。



○ 虚偽報告等 (廃棄物処理法第18条第1項、第30条第7号)

市町村長は、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法の施行に必要な限度において、事業者等に必要な報告を求めることができます。これに反して、報告をしなかったり、虚偽の報告をしたものは、**30万円以下の罰金**が科せられます。



○ 立入検査 (廃棄物処理法第19条第1項、第30条第8号)

市町村長は、その職員に事業者の事務所等に立ち入り、廃棄物の処理等に関して帳簿書類その他の物件を検査することができます。立入検査を拒んだ場合などは事業者には**30万円以下の罰金**が科せられます。



○ 受入拒否 (八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第22条、41条)

事業者は、市処理施設に運搬する場合には、市規則で定める受入基準に従わなければなりません。さらに、この受入基準や改善勧告に従わない場合には、市長は**受入れを拒否**することができます。

また、大規模事業者がその義務(18ページ参照)を果たしていない場合は、市長は改善勧告や公表をすることができます。



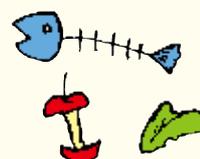
○ 無許可営業 (廃棄物処理法第25条第1項)

廃棄物の収集運搬または処分を業として行うには、市町村または都道府県の許可が必要となります。この許可を得ずに業を行った場合には、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金**またはこれの併科が科せられます。



○ 食品リサイクルへの取組 (食品リサイクル法第10条、27条)

食品廃棄物の年間発生量が100tを超える食品関連事業者が、再生利用等の取組が著しく不十分なために主務大臣から勧告を受け、その旨を公表された後、さらにその勧告に係る措置を取るべきことを命じられたにもかかわらず、従わなかった場合には、**50万円以下の罰金**が科せられます。



問い合わせ先

担当部署

●一般廃棄物については

八王子市資源循環部ごみ減量対策課
TEL 042-620-7256

●産業廃棄物については

八王子市資源循環部廃棄物対策課
TEL 042-620-7458

処理業者の紹介

八王子市環境資源循環協会(一般廃棄物・産業廃棄物)
TEL 042-344-5957

東京都資源回収事業協同組合<上村商店>(リサイクル)
TEL 042-623-2349

事業系ごみの処理方法やリサイクルの情報はホームページでも紹介しています。

八王子市 事業系ごみ

検索

もっ **たいたい、分別すれば宝の山**
と資源化、ごみ減量

令和6年(2024年)12月発行

八王子市資源循環部ごみ減量対策課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL: 042-620-7256 FAX: 042-626-4506

E-mail: b480100@city.hachioji.tokyo.jp